

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、インドネシアの株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

◎ファンドの特色

- 1 主として、インドネシアの株式に投資します。
- 2 独自のリサーチを重視したボトムアップ・アプローチ（個別銘柄の選択）に基づき、投資テーマ等を考慮し、運用を行います。
- 3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてアムンディ・シンガポール・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

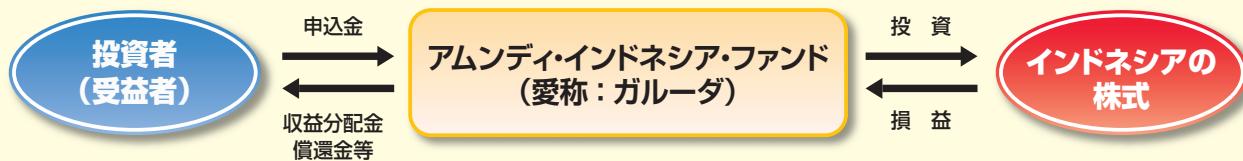
アムンディ・シンガポール・リミテッド（ファンドの投資顧問会社）

ファンドに係る運用の指図権限は、アムンディ・シンガポール・リミテッドに委託します。

アムンディ・シンガポール・リミテッドは1989年以来、 ASEANの中核であるシンガポールに拠点を有し、 ASEAN諸国をカバーするリサーチ体制を築いています。運用に関しては、ボトムアップ・アプローチに重点を置き、有望な銘柄の選別を行います。ファンドの運用に関して、アムンディ・シンガポール・リミテッドはアムンディ・ホンコン・リミテッドから運用に関するアドバイスを受けます。

◎ファンドの仕組み

【イメージ図】



アムンディ・インドネシア・ファンドは、MSCIインドネシア指数^{}を参考指標とします。

^{*}MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指標に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの運用プロセス

ステップ1

投資ユニバース

インドネシアの株式の中から、各銘柄の出来高（流動性）を精査し、投資ユニバースを決定

ステップ2

投資銘柄候補

以下の主要項目に基づき、投資銘柄候補を決定

- ①企業訪問 ②独自のリサーチ ③投資テーマ ④バリュエーションの評価・分析 ⑤市場データ

ステップ3

業種別配分

以下の主要項目に基づき、業種別配分を決定

- ①マクロ経済・市場シナリオ分析 ②投資戦略 ③投資テーマ

ステップ4

ポートフォリオの構築

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択とトップダウン・アプローチによる
業種別配分の両面からポートフォリオを構築

※運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◎主な投資制限

- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 同一銘柄の株式への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

◎分配方針

毎決算時(原則として3月15日および9月15日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

手続・手数料等

○お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	インドネシア証券取引所の休業日またはシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合には、受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2017年6月16日から2018年6月15日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:2010年4月28日)
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算、原則3月15日および9月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	300億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではございません。)

